

## 平成26年度 第1回 奈良県環境審議会議事録

日 時 平成26年 8月1日(金)  
午前 10時00分～11時30分  
場 所 奈良県中小企業会館 4階 大会議室

【出席議員】 (会長) 花田委員、(副会長) 中澤委員、藤井委員  
樋口委員、辻委員、久委員、井原委員、高柳委員、田中委員、池内委員(代理：  
小山下氏)、曾根委員(代理：西原氏)、今中委員、坂口委員、高橋委員、壺井  
委員、米田委員、北野委員

【議 事】 京奈和碎石場拡張事業に係る環境影響評価方法書に対する意見について

花田会長 : 本日の議事に入らせて頂きます。本日の議事は次第にあるように1件、京奈和砕石場拡張事業に係る環境影響評価方法書についてです。本件については平成26年5月20日付けで資料1にあるように、知事より当審議会宛諮問がありました。環境影響評価審査部会において審議をお願いしてきたところです。では環境影響評価審査部会の藤井会長よりご報告をお願いします。

藤井部会長 : 報告させて頂きます。京奈和砕石場拡張事業に係る環境影響評価方法書について、平成26年5月20日付けで奈良県知事から諮問のあったことを受け、環境影響評価審査部会では6月6日、6月20日、7月25日の3回に渡り部会を開催しました。部会では方法書の内容について事業者から説明を受けた上で、各委員から専門的な意見を頂いた上で審査を行いました。部会の報告を取りまとめたので、資料の詳細については事務局より説明して頂きます。

事務局 : 配布資料により事業概要・部会報告・答申案について説明。

花田会長 : 3回に渡って部会を開いて頂きました。この事業は今の説明にもありましたが、面積が非常に大きく、岩石の採取期間が約52年という長期間に渡ります。一方、事業概要を見て頂きますと、認可区域と砕石区域については、余裕を持って認可区域を設定されていること、また資料4には細かく部会委員の意見とそれに対する事業者の対応をまとめ頂いていますが、この中で対応の姿勢は真摯に受け止めてできる限り対応しようと臨んで頂いていると感じました。

それから御所市、高取町、大淀町は概ね3km以内にあるため、それら3つの自治体からそれぞれ意見が出されており、資料5にまとめられています。それらの結果、資料6のようにこの審議会として答申を行おうとするものです。

これに関しての委員の皆様のご意見があればお願いいたします。

辻委員 : まずはどういうところなのか。写真がないためイメージがしにくいですが、小・中学校が密集しているとの市町村のコメントもありました。砕石現場を通りすぎりに見ることもありますが、結構えぐれたような感じになっていて、周りへの影響が心配です。この部会でまとめられたところにも地形や地質についての項目はありますが、豪雨災害が最近非常に多く、砕石のところは頑丈で問題はないと思いますが、安全対策、土砂の流出や近隣の地盤など周囲に及ぼす影響については、どのような対策を講じておられるのかをお伺いします。

谷主幹 : 資料7の方法書をご覧ください。方法書の2-3のところには地図が添付されていますが、事業実施場所から東の方へ約500mのところ市立葛小学校、葛中学校、葛幼稚園が位置しています。また住宅については、東から南にかけて、西から北部にかけても住宅が密集しています。

安全対策については、事業者から採石法、森林法に基づく許認可基準に従い安全対策を取ることとされています。流出対策につきましては、大和川流域調整池技術指針に基づき、必要な調整池を設置し、それに合わせて沈砂池を設置することとなっています。具体的には、流域が変わらないように、曾我川流域と朝町川流域の2箇所に調整池を設け、それぞれの必要容量を確保する計画と聞いています。

花田会長 : 今、現状報告があり、その対策を講ずることになっているとの回答だったと思います。それで大丈夫

夫かという質問だったと思いますが、辻委員、今の回答でよろしいでしょうか。

辻委員 : 豪雨災害が起こったときに影響があるのかないのか、深層崩壊といったような現場も見たことがありますが、被害がかなりの面積に及ぶので、そのようなことが起こらないようにして頂きたいと思います。

花田会長 : 近年ゲリラ豪雨なども多いので、そのようなことも含めてのご心配だと思います。いかがでしょうか。

榊田次長 : それについて補足させていただきます。事業の範囲が非常に広いので、審査部会でも崩落などの対策、周辺への影響の対策については、十分に議論して頂きました。  
資料4の5ページを見て頂きたいのですが、部会報告では、「斜面崩壊、土砂流出等の防止、安全対策を準備書に記載すること。」と書いています。部会委員からこのような意見を頂いた上で、事業者の見解としては、採石法なり森林法なり関連法令に技術基準があり、それらの基準に従い、規定の対策をとっていくということをここに記載しています。また、斜面に関しても、道路土工の法面工・斜面安全工指針という基準があります。今後、このアセス評価を前提として、事業者は長期に渡って採石業の認可をとりながら、確実に事業を実施していただかなくてはなりません。事業者は、年次段階的にこういったものを担保しながら事業を進め、行政はそれを見ていくという関係になります。

花田会長 : 事業概要にもありますが、採取計画の認可を5年ごとに行うことになるので、そのところで随時チェックして頂くということでもよろしいでしょうか。

今中委員 : 現場の前を通ったことがあります。登っていくときに少し傾斜になっていた気がします。そうすると後ろの山側はきちんと防護されると思いますが、先程質問のあったように、豪雨のときに前面道路へ土砂などが流れ出る心配があるのではないのでしょうか。逆に斜面よりも前の国道に相当流れ出す恐れがあるのではないかという気がするので、しっかりと指導して頂くようお願いいたします。

中川課長 : 前面道路は国道309号線になるが、ご指摘の通り若干斜面になっています。ただ、事業所内は平面で作業されている状況にあります。その件についても、先ほどの意見と一緒にになりますが、部会でも意見を頂いており、資料4の3頁のところで、その旨の報告をさせて頂いています。水質について3頁に書かせて頂いていますが、部会の報告案の中にも調整池等の意見を頂いており、部会報告の中で、豪雨時の報告も含めて準備書に記載することとしており、豪雨時の予測評価というのも行うこととして、部会報告で整理させていただきました。事業者の見解についてはまたご覧頂ければと思います。

花田会長 : 今中委員、よろしいですか。

今中委員 : はい。

坂口委員 : 資料4には、問題に対する見解が書かれていますが、これに違反した場合の取り締まり方が全く書かれていないが、どうされるのかというのが1点です。もう1つは、50何年間という許可を今与えていいかどうか。面積が大きく、現在の5倍となってきますが、それを今、52年に渡るものをこの場で許可していいのでしょうか。状況はどんどん変わってくると思いますが、5年に1回と決まっているのであれば、なぜ5年に1回の許可でだめなのかというのが疑問として残っています。

それと、これは秋津原のゴルフ場に近く、この辺りには古墳群があるところだと思います。その調査等は既にされているのでしょうか。

私が1番心配しているのは違反したときに誰が取り締まるのかということが全く書かれていないということです。行政側としては、業者はこの対応の仕方では答えを出したということで、恐らく許可されるだろうと思いますが、違反したときに誰が責任を持ってそれを中止させ、改善させるのかが分かりません。1番肝心の締めくくりが出来ていないと思います。許可はしないといけないとは思いますが、違反したときの取り締まり等々に関して審議会の中で審議する必要があるのかと疑問に思うので質問させて頂きました。

花田会長 : 質問は3点あったかと思いますが。今の意見が守られなかった時のことを明記しなくていいのかということ、こういった非常に長期間のものをこの時点でこの審議会として答申することが可能なのかということ、3つめは古墳群など歴史的価値があるものに対する影響はどうなのかということかと思いますが、いかがですか。

梶田次長 : まず、前提として、環境影響評価（アセス）は、事業者自らが該当事業を実施するときに事前に行う調査、予測評価をするもので、環境影響評価（アセス）そのもので業の許可を与えるものではありません。業の許可を与えるときには、各個別法に基づき審査することになります。今回の採石業の認可については、5年ごとの更新時など、当該認可を所管する法律（採石法）に基づき指導・監督することになります。その他、森林法など、あるいは河川との調整など色々あり、どれが欠けても事業が出来ないということになります。また、今回の事業が長期間であることのご懸念ですが、段階的に計画が出ており、それを行政としては、業の認可のタイミングに合わせて指導等を行っていくことになります。

指導の有無を含めて、各個別法を所管している庁内各部局と横の連携を図りつつ、具体的には5年ごとに見ていく、あるいは5年の範囲内であっても、アセスに定めた評価が実施されていない、又は環境法令等に抵触する場合は、環境サイドから指導することになります。古墳についても部会で重要なテーマの1つとして議論させて頂きました。それについては少し説明させて頂きます。

中川課長 : 先程から見て頂いている資料4の9頁に、部会における意見のポイント、それに対する事業者の見解を整理しています。委員のご指摘の通り遺跡等の調査が必要な地域となっているので、今後踏査を行うことになっています。踏査の方法についても、具体的に部会報告案の中で踏査に適した季節の調査の実施、踏査による判断が困難な場合、重要な遺跡が確認された場合等の例を示し、部会報告案としてまとめさせて頂きました。

花田会長 : ありがとうございます。後は県の方でしっかりと見て頂くということかと思いますが。他にご意見はありませんか。

高柳委員 : 雨水のことについて、資料4の4頁に、1日の雨量を30mmと想定しているとあります。ここは大和川水系にあたるかと思えます。私の住んでいるのは生駒ですが、生駒で新しい開発をするときは必ず調整池を作るということになっています。大和川水系はパンク状態にあり、開発の際には規制がかかっているという話を聞いたことがあります。そういう意味でみると、この事案は面積が非常に大きいです。それに関連してみると、50mmというのは、現在の豪雨の想定にはなりません。このところで意見のポイントとして整理されていますが、明確に数値をこちらから示し、影響調査をしていく必要があるのではないのでしょうか。50mmの想定と業者が言っていますが、それでいいのでしょうか。

もう1つは、前回の環境審議会で問題となったのは、土取りをした後の上側に貼る土を持ち込むということで、再生土というのか、それも論議になっています。同時並行で緑化もしていくことになるので、前回も問題となっている再生土についても、県の指針などできちんとしていくことです。再生土を貼っていくときは必ず日常的にチェックできるようにしないといけないと考えています。香芝の採石場で問題となったことはここでも必ず問題となるのではないのでしょうか。

もう1つは、土石採取後には産廃置き場になる可能性も考えられるので、出てきたらその時に次の審議会のメンバーが考えればいいのかというのではなく、そういう可能性があるのであれば、ここはどういう地域なのかを考えて見ていく必要があります。採石場は産廃置き場になって、上は再生土を使ってという可能性が考えられます。

梶田次長 : 今頂いたご意見について、雨量の問題については、資料4の3頁から4頁、洪水対策の議論と、大雨が降った時の濁度の議論は別になっています。洪水調整の議論については4頁にも記載している通り、これは県の河川課とも調整していますが、大和川流域における50年確率、あるいは昭和57年の降雨災害に対応する調整機能を持たせることとしています。また、濁水、濁度の問題については、合計雨量50mm降雨も想定してアセスにおける調査をする、そういう整理となっています。

また、緑化の問題ですが、これはアセスを進める上で大変大事な問題かと思えます。昨年の審議会で議論を頂いた案件は、外部からの土の搬入等が計画されていましたが、今回の計画については、土を持ち込む計画はなく、土を持ち込まないという前提です。最終的な土地利用については緑化を行う計画であり、現時点で跡地に産廃施設等の計画はなく、その点での議論はできないと思います。

高柳議員 : 今日の資料について、実は昨日に簡単な説明を受けましたが、実際の中身には触れず、今回の議論をするのはアセスの前段階、方法等を整理するという位置づけを説明されただけで終わりました。今日、「さあ皆さま読んで下さい」というような、どれだけ知恵比べをしているかという場所に座らされている気がします。今、雨量と濁度の問題は詳しく読まずに質問しましたが、事前に濁度のことも含め読んでからでないか、この短時間に皆さまこれでいいのでしょうか、とすると、議論にはならないのではないのでしょうか。

花田会長 : 先程写真がないので分かりにくいとのご指摘を頂きました。この方法書は3月に出版されています。その後部会を3回開いて頂いて、専門の委員に審議して頂いているという過程ですが、今後この方法書を事前に部会委員以外の審議会委員にもお送り頂くということは可能でしょうか。

高柳議員 : 議会の方も様々な改革を議論しています。ここに出席した2名の議員は、他の議員にも報告することとなっています。専門委員の人がこういう原案を作って下さったことは大変感謝しています。しかし、専門部会に入っていなかった者には分かりません。専門知識のない中で質問していますが、事前に分かっていたら担当に聞くことができます。そういう文化が審議会の中にありません。それで審議ができるのかということが議会の中でも議論になっています。同じような形で進めて頂かないと、どこの場所か、というような質問は、写真があれば出ません。そういう裁きをして頂きたいと思います。

花田会長 : 少し整理したいのですが、方法書が事業者から提出されます。提出された段階で、部会を開いて審議をする流れになっています。審議会のメンバーが評価に専門的な知識を持っている委員ばかりではないので、専門委員を加えて部会を構成しており、この部会で詳しく審議して頂いています。部会のメンバーは現地視察をされているのでしょうか。

中川課長 : 実施しています。

花田会長 : これは他の審議会でもあることですが、現地視察をする際に、参加を希望される場合は部会のメンバー以外も参加できるような、参加したい場合は意思表示をして参加できる、そういうことはしてもいいのではないかと思います。また、例えば奈良県の大規模店舗の立地の審議の時には、現地に行くのが原則ですが、大阪市等では数が多く現地に行けない場合がありますが、そういう場合にはスライドで詳しく現地の状況を見せて頂くということをやっています。そういう写真を見せて頂くということでも審議会のメンバーが情報を共有できるのではないのでしょうか。この辺りはどうでしょうか。写真が載っている方法書もあるかと思いますが、今回は載っていませんでした。その部分は審議会としてフォローするということができるのではないのでしょうか。

今後は方法書を事前に審議会のメンバーにも送って頂く。そうすれば今高柳委員がおっしゃったように、疑問に思ったところは事前に聞くことも出来るし、他の方に確認することも出来るのではないのでしょうか。

また現地の視察があるときには審議会のメンバーもそれに参加できるようにする。いつ実施するので参加を希望される方は連絡くださいという情報を審議会のメンバーにも出して頂く。

それから現地の状況が分かるような、スライドあるいは手元の資料でも結構ですが、写真等視覚的に見えるようにして頂く、この3点があるかと思います。

今の部会で審議して頂くという形は必要だと思いますので、その形はそのまま進めたいと考えています。

今、指摘のあったように今回は途中経過がなく、これは任期切れが重なったこととも関係があるかと思いますが、確かにいきなりこれを見て判断してくださいというのは、また審議会の名前で知事への答申に際して、判断するためにはまだ分かりづらいところがあるというのは何人かの議員から指摘のあったところなので、私からご提案した3つのことについて、今後こういう形で対応していくということではいかがでしょうか。

榊田次長 : 事務局としては、部会の専門性に委ねた審議でもって審議会の審議と考えていましたが、例えば今後準備書、評価書と進む訳ですが、事業者が作成した段階での委員の方への資料のご案内はできる

と思います。また、委員の方々に時間を取って頂いて事前に説明するというルールを作ることは部会の運営上できませんが、資料については事前に届ける、また現地視察については同行していただけるのであればそのように考えていきたいと思います。また、資料の写真については我々の配慮が足りなかったということなので、ご理解頂けたらと思います。

影山部長 : 各委員からご質問頂いたところは資料 4 の部会の意見のポイントと事業者見解で纏めていますが、その説明は割愛させて頂きました。本当は丁寧に説明できれば良かったのですが、審議会の運営上、時間を割くことになるという事務局の思いがありました。そういう思いを持ったと言うことが逆の結果となり申し訳ありません。これからは反省し、ご説明のポイントはしっかり説明させて頂きたいと思います。

花田会長 : ありがとうございます。先程の計画が守られなかったらどうするかといった意見や、今の意見等、専門部会では出ないような意見がこの審議会で出てくると言うこと自体はとても大切なことだと思いますので、是非そういう形で、よりよく委員の先生方に考えて頂くような形で進行していきたいです。審議会もずっと同じような形ではなくて、色々な意見を頂きながら少しずつ進んできたと思っています。これを機会に、より一層皆さまにきちんと考えて頂いて意見を頂けるような審議会運営になればと思います。この案件について他に意見はございますか。

高柳委員 : 50 mmとか昭和 57 年を上回るという漠然としたことではなく、具体的な数値でそこに対応した環境影響調査をして欲しいということです。ここで皆で決めて貰って、そのことを言わなければこれをこのまま認めることとなります。濁度のことにしても 50 mmということですが、今はもう 50 mmの雨は普通に降ります。具体的な数値をもっともう一度環境影響調査の方法書を手直しして欲しい。そのところに関してもう一度答えて頂きたい。

小山下委員 : この当該地域は大和川流域で、先程言われた 57 年対応と 50 年確率の雨量に対応の調節池を設ける形になっています。河川課と調整しているとのことですが、これは基準値内に収まっていることになっています。段階的にやっていくのでそれを全部クリアするような調整池を設けていくという、そういう計画になっているので、その部分は大丈夫ではないでしょうか。

高柳委員 : 緑化が進んだら調整池というのは拡大しなくていいのでしょうか。緑化すると言ったときにはもう土の持ち込みが始まります。そういうのは当然環境影響調査の中で論議しないといけないのではないのでしょうか。業者が言わないから論議しなくていいとか、事業案が産廃置場にしないとなっているから環境影響調査をしなくて良いというのはどうなのでしょう。ここまで山を取ってしまったこんな広いところをどうすると言われても後はもう追認していかないといけません。そういう事態が実際にあります。そういうことを危惧しながら性善説の事業者と話をするような関係を作らないといけないと思います。そういう意味での質問ですが、緑化が進んでいたら調整池は程々でいいのか、土石取をする面積に合った調整池を作るのかを含めて答えて頂きたい。

榊田次長 : 委員の方から説明して頂きましたが、あくまでも基準に従っている計画です。緑化云々ではなく裸地としての流量の計算をしています。当然採石を行っていくので、採石面積に対して流量の計算を

した上で、洪水調整機能として業者が計画しています。我々行政の側はそれを審査する側でありませんが、環境サイドに全て専門性があるわけではございませんので、河川課等と調整し、ご意見等を頂きました。その上で部会の方にも説明をし、業者にも説明をしてきました。

土の搬入については、この現場は採石を続けていき、緑化も場内の表土等を使い、緑化を進めます。要するに他所からは持ち込まない計画です。その土地利用が将来的に変わるかどうかは議論しようと思っても出来ませんので、その点をご理解頂きたい。

花田会長 : ありがとうございます。よろしいですか。

小山下委員 : 細かい話になりますが、これは採石場なので濁水の問題が関係してくると思いますが、資料7の4-14頁の所に濁水の予測のところで、「事業実施場所の下流河川」となっていますが、これはどこを指しているのでしょうか。No.4なののでしょうか、No.3なののでしょうか。

花田会長 : いかがでしょうか。

中川課長 : もう一度確認させて頂きたいのですが、おっしゃったのは方法書の資料4-14と15の地図がございしますがその部分でよろしいのでしょうか。

小山下委員 : 上の方の現地調査で事業実施周辺の河川ということで、2地点でNo.3とNo.4が現地調査の対象となっていますが、その予測は事業実施河川の下流河川ということになっています。これはずっと下流の東橋かどこかの予測になるのか、この地図のNo.3くらいの所になるのかというところが少し気になります。

中川課長 : その追加する下流域とはどこかということでしょうか。

小山下委員 : はい。

中川課長 : 今考えていますのは、この地図でいうと上の方が下流になるので、そちらにもう1点設けると言うことで業者は計画を見直しているところです。具体的には、少し見にくいのですが、小学校・中学校というのが右の方に記入されています、下り手辺りにもう1点設けると言うことに計画を見直しています。

小山下委員 : この採石場を途中から朝町川の方に流れていくところがあるので、No.1の現地調査の対象にした方がいいのではないのでしょうか。

中川課長 : 濁水の地点がNo.1、No.2に含まれていないということでしょうか。

小山下委員 : 最低No.1とNo.3かNo.4どちらかで現地調査した方が効率的ではないのでしょうか。緑化の平面図が2-44にあると思います。1つは上流河川である朝町川の方に流れていき、もう1つは国道309の方に調整池を通じて流れていく形になり、2カ所を流れていく形なので、両方やっておかないとい



けないのではないのでしょうか。

中川課長 : 先程申しました小学校の地点を増やすというのは、部会の中で意見が出てそれを追加する形でまとめていますが、朝町付近で流れ出る可能性はないのかという意見は部会の中では出ませんでしたので、その辺は再度調整させて頂きたいと思います。具体的にどういう風に影響があるのか含め、部会の先生方あるいは事業者も含め調整させて頂くということでお願いいたします。

小山下委員 : もう一点あり、資料7の4-21頁、景観のところでは4地点設定されていて上記以外の主要地点からの写真撮影を行うとなっておりますが、吉野口駅は結構乗り換えで乗降客が多いところなので、そこを視点場に入れて頂くと分かりやすいのではないのでしょうか。国道は通過コースのような視点場となり、極楽寺は観光面での視点場になると思います。できればもう1つこの上記の主要地点以外というところに吉野口駅のところからもして頂くと分かりやすいのではないのでしょうか。

中川課長 : その件についても先程と同様調整させて頂きたいと思います。

花田会長 : 是非その地点を加え、水質と景観についてご配慮をよろしくお願いします。

壺井委員 : 私は御所で地元になりますが、20年来この工事を見えています。緑化という問題ですが1度も手は付けられていないと思います。山の方に向かってかなりの傾斜になっています。皆さま心配されているように雨の時は本当に凄い濁流が流れ、309号線にも流れています。やはり工事の終わったところからでも緑化できる場所があれば何かの方策をとっていかないと、採りっぱなしで何年もそのままというのは不安を覚えます。その部分の要求もしていただけたらと思います。

榊田次長 : 部会の方でも重点的な課題として相当議論して頂きました。採石場の場合は、どうしてもどんどん土石を採っていきます。そして、採取後に緑化というのが基本的なパターンだと思います。但し、今回の事業については相当長期の計画です。長期間ずっと何も手立てをせずただ単に採っていくというのは環境面からも問題があるということで、法律云々ではなく環境を守るという観点から、このアセスにおいては段階的に緑化できる場所はやっていって下さいという方向で今後まとめられていくことになっています。

壺井委員 : これから始められるというのであればそれは言いませんが、既に20年間、事業をされています。色々問題はあるかと思うがよろしくお願いします。

花田会長 : ありがとうございます。中澤先生お願いします。

中澤委員 : 先程もありましたが文化財についてです。資料7の3-22頁、青い線の中に古墳があり、また資料4の中で文化遺産について記載がありますが、これによると事前調査をするとなっております。質問になりますが、ここで古墳が確認されたら壊していいのでしょうか、そのまま残すのでしょうか。これは予測が付くものですが、掘っている最中に予測しなかった所で古墳のような物が出たら一体どうするのでしょうか。確か御所市は以前ゴルフ場を作る時に古墳を壊したとかで問題になりました。

分かっている物は良いのですが、未発見の新しい古墳が出てきて、あまりないこととは思いますが、それが高松塚クラスですと、届け出るとややこしくなるので見なかったことにする、ということが起こり得ないですか。その時の対策は何かあるのでしょうか。

花田会長 : いかがでしょうか。

中川課長 : 先程説明させて頂いた資料4の9頁をご覧頂きたいです。部会の先生にも勿論文化財の専門の先生がおられまして文化遺産の部会報告2つ目のところになりますが、具体的に説明を頂きました。1つ目の「・」では踏査については見通しの良い季節に実施すること、2つ目の「・」につきましては遺跡かどうか判断できないものについては試掘が必要となることを留意すること、3つ目としては周知の埋蔵文化財包蔵地というのは調査後壊すことを許容していますが、古墳が群集する場合その価値が変わるということを記載しています。古墳を含む遺跡が確認された場合には、事前に本調査を行う必要がありますが、その場合には文化庁とも協議検討することとの意見がありました。実施に際しましては御所市教育委員会、県の教育委員会とも十分に調査を進めるようにとその旨記載しており、具体的にこういう時にはこういうことに留意されたいという内容を専門の部会の委員の先生の方から意見を頂いたところです。

中澤委員 : 新しく発見された場合、つまり掘っていたら新しいものが出てきた、そういう場合はどうするのでしょうか。

中川課長 : 踏査し試掘する、という段階で先生がおっしゃったようなところが見つければ直ぐに協議するというケースで実施するということになります。

梶田次長 : 採石場であれ開発であれ、文化財保護法なりの網がかかるのは同じであり、その枠組みの中で、まずは、御所市、県教育委員会のやり取りになると思われれます。

坂口委員 : 先生がおっしゃっているのは、出てきたときに果たして敢えて報告するかどうかということでしょうか。そこが重要ではないのでしょうか。相手の企業の善意を全部信頼しても、批判されるのは我々と県の方になります。出てきて潰れてしまってからあそこにあつたらしいと、どうなったのかと批判されるのは皆さま方ではないのでしょうか。相手が報告してくれるかどうか、それが一番問題ではないのでしょうか。それに対する判断の仕方、処置の仕方はどうするのかということ聞いています。果たして審議会が答申していいかという問題もあります。

梶田次長 : どのようなケースかという想定は色々あると思いますが、大前提としては事業者の届けに対して御所市あるいは県教育委員会が調査をします。その段階で行政側の調査が関与しているということです。それでも尚且つ見落としがあったり、あるいは地中の埋蔵物の話があったりというのは当然法の枠の中で対応しなければなりません。

井原委員 : 今までの議論を伺っていて、今回の審議会の1番のポイントはやはり資料4の部会報告の話かと思えます。そこで部会の方々が、専門的な視点からどんな意見をおっしゃって、それに対して事業者

がどういう見解をなされたのか、というところを全員がある程度共有することができていれば、もっと生産的な議論が出来たと思います。それは事務局からもおっしゃったところかだと思います。資料4で少し分からないところがあるので伺いたいと思います。まず、7頁の緑化の所に限らずいくつかあるのですが、意見のポイントと事業者見解が大体部会の意見に対して答えた形になっていますが、噛み合っていないところもいくつかあります。緑化の所で、専門部会で種子吹付以外の方法、出来れば資材によって土壌の流出を抑える他の緑化の手法もやり方も検討出来ないだろうかという意見に対して、事業者見解の上から二段目のところで客土や資材による土砂流出対策は困難なので種子吹付を基本とするという見解を出しています。それに対して部会は、あくまで緑化の工法については種子吹付以外の方法も検討して欲しいという風に出していますが、ここはどの程度事業者の方々の合意が得られているのかという、こここの辺りのズレがあるのかと少し気になりました。部会の中で事業者の方とどういう議論がここに関してなされたのかということをお伺いしたいのが1点です。

2点目は先程の文化遺産の所の議論、非常に重要なところだと思います。坂井委員の意見のポイント上から3番目のもし何か発見した場合には文化庁と協議して現状保存するというのは妥当というか、それしかないかと思いますが、環境影響評価においては前もってある程度予防の網をかけておくという点については、どれだけ事前調査で可能性をしっかりと洗い出しておくことが出来るかという点しかないかと思います。そこで気になるところが、部会報告ですと踏査だけですと見落とす可能性がある中で、それによる判断が困難だと試掘を行う必要があると少し踏みこんでいるのに対して、事業者は適切な時期に踏査を行う指導を受けるというところに留まっているので、ここに関してもどの程度合意がなされているのかということが気になったので詳しく教えて頂きたいです。後は個人的な意見として、先程視点場の意見が出ましたが私も是非追加して頂きたいと思います。

花田会長 : ありがとうございます。部会の中でどれくらい合意があったかということに関して今指摘があった緑化の吹付のことと、文化財に関すること、この2点いかがでしょうか。

中川課長 : 1点目の種子吹付につきまして、最終的に部会の報告案に記載のように種子吹付以外のものも検討するようにとさせて頂きました。当然事業者の方も検討した上で準備書に反映させていくということになると思います。文化遺産につきましては、今後事前に既存の資料を確認しながら県の教育委員会、御所教育委員会と協議した上で進めていくということで事業者は考えています。先程の視点場については調整をさせて頂きます。

花田会長 : 久委員お願いします。

久委員 : 私も部会委員の1人ですのでその立場から少し話をさせて頂きます。先程井原委員から指摘頂いたことを私も申し上げようと思っていました。かなり時間をかけて専門的なやり取りをしていますので、資料4がきちんとお伝えできれば今日の大半のことは質問としても出てこなかったのかと思います。

資料4の読み方ですが、順番としては意見のポイントがあってそれに対しての事業者見解があります。その両者を踏まえての部会報告があるという風に読んで頂ければと思います。我々が申し添えた非常に重要な点と、まだ事業者の方で上手く対応しきれていないものに関しても部会報告で再度

念を押していると読んで頂ければ、読み方としては分かり易くなっていると思います。

壺井委員のお話で緑化計画はどうするのかという話ですが、方法書を変えろというものではないので、方法書を読んだ段階では 50 年後に事業が終わった段階で全面緑化するとの話だったので、それはいけない。特に景観は、私も現地に行かせて頂き、山の傾斜のところ山肌を削っており景観上はかなり大きな問題ということで、出来るだけ頻繁に緑化を施しながら山肌が見えない形でやっていただけないかということで、段階を追って採ったところから順次緑化をお願いしました。それに対する緑化計画も部会では出てきています。そういう資料も出てきておれば、こういう形で緑化をお願いしたということをもう少し具体的に分かる資料になったのかと思います。

さらに高柳委員の話について、私もずっと審議会のメンバーをさせて頂きながら、前回の採石の時も同じような意見を賜りました。今回 50 年後に全部まとめて緑化ということになれば、そこに建設残土等が入ってくる危険性があると思いましたが、それを防ぐという意味でも段階緑化をして頂くことによって、一定の歯止めがきくのではないのでしょうか。採った後にすぐに森に戻せということで、一度に土を運ぶことを若干でも阻止できるのではないかという意味も込めて、これは環境影響評価からは少し突っ込んだことになってしまうかも知れませんが、環境影響評価の段階で我々審議会あるいは部会が知恵を働かせることによって、そういう土の持ち込みは防げるかと思いましたが、その辺りも検討しながら部会では議論していることを申し添えます。

花田会長 : ありがとうございます。今までは部会でお願いしますと言った後、部会報告までの間、審議会ではあまり途中経過ですとかあるいは部会でどういう風な経緯があったかという報告はされなかったのです。今回きれいにまとめて頂いていますが、やはりそれだけ濃密な議論があったということがこの資料 4 からだけでは私達は読み取ることが難しいので、今後はもう少し詳しく工夫した形で示して頂きたいです。部会にお任せであったという点に関しては今後改めていきたいです。資料 6 のところに答申案がありますが、例えば久先生がおっしゃった緑化のところというのは、答申案の 5 のウというところにあるのですが、順次削ったところから緑化しなさいということは全然ここには出て来ていないと思います。せっかく部会の委員の方が踏み込んで色々工夫をしてくださったことが、残念ながら最後の答申のところに出て来ていないような気がします。いかがでしょうか。

中川課長 : 緑化は植物のところと景観のところを分けて記載させて頂きました。6 番のアのところ、久先生におっしゃって頂いた、事業期間が長期にわたるということから、順次緑化を行う方法の検討を行うことで事業者もある程度今の段階でも検討、工夫をするということとしています。それに基づいて事業者の方では段階段階でシミュレーションが出てくると理解しています。

花田会長 : もう 1 つ、資料 6 の鑑文の記というところの第 2 段落について、対象事業実施区域は森林地域であること、拡張区域は大規模であり長期間の事業実施を予定していることから、自然環境及び周辺的生活環境にも影響を与えることが懸念されることを踏まえて、以下の点に配慮した環境影響評価を行っていくのが適当だ、ということを知事に答申するという形ですが、今日委員の皆さまから色々な意見がございました。例えば 50 年に 1 度というような特別警戒が何回も出ているような今までにないような自然災害についてです。奈良県も今まで大雨でかなり被害が出ているということも鑑みると、今までにはなかったような自然災害への配慮でありますとか、文化財に関しても今分かっているもの以上のものが出てきた時にどうするか、そういう通り一遍ではない、とにかくかなり長

期にわたり大規模であるということは最初からご指摘の通りですので、少しそういうことも盛り込んだ表現というのを加えてみてはどうでしょうか。事務局のお考えはどうですか。

梶田次長 : まず、個別の今日頂いた案件ですが、殊この事業だけに該当するような話ではないと思います。大和川流域の洪水調整対策としては1つの基準をもって地域を守ろうとしています。踏査、調査という法に基づく枠組みがあります。

花田会長 : それはそう思います。しかし、今回かなり大規模ということと長期間ということで、それについて書かれてはいますが、それでもその影響というのを皆さまかなり懸念されているところでしょう。その懸念されているところはこの表現で十分かどうかというのが少し気になることです。ただ、今回は今後の流れの資料を見て頂いても分かるように、方法書に対する審議会の意見を知事に答申するということであって、それ以上でもそれ以下でもございません。こういう表現に収めるということによろしいでしょうか。先程言われたように、勿論法律の中で動いていくというのは当然の事で、先程言われた色々な業者がいるから、という内容を答申に盛り込むことは出来ないということは十分分かりますが、大規模・長期間というのは皆さま懸念されているところですので、この表現で十分かどうか、改めて委員の皆さまにも意見をお聞きしたいと思います。

高柳委員 : 50年間という期間が非常に長いというのがありますが、方法書の最初の方を見ると、谷が掘り下げられていると思います。非常に大きな残土、産廃置場を作っているような感じに見られます。性善説でいう話とは別ですが、今までの会社を倒産させて新たな会社がそれをするという大きな受け皿を我々が作っているような場合があります。奈良県でも同じように、吉野の方で採石場が、気がついたら指定になった、県が認可したという話がありました。御所の方もいますが、ここが市民から見たら隠れた産廃置場にすることも出来ます。現行法の中で、そういうことを思って論議はしていませんが、表土をしないというのはそれだけ多く持ち込めます。客土をしていけば、産廃置き場にはなりません。5年なり短い期間で評価していくようなルールを作らないと、現行法で法律の枠の中で論議しないといけない辛さの中で論議した結果が、40年30年経って非常に大きな問題になる可能性もあります。そういうことを止めることも含めどこかで担保することを、それは事業の自由を奪うということにもなるかも知れませんが、その論議に環境審議会でどこまで踏み込めるか、整理できたらと思います。

花田会長 : 今回の答申は、あくまでも評価方法書に対してどのように考えるかを私達に諮問として求められていますので、そのことを答申に入れるのは少し難しいかと思います。そういうことを考えていく必要がないと申し上げている訳では決してございませんが、こういうことをしていくと行く先々でこういう可能性がある、というような、そしてそういう事案に対してはどう対応すべきか、ということとはまた別に話し合っていかなければいけないことかと思えます。今回の答申をどのように知事に答申するかどうかということについて、資料6の内容でいかがでしょうかというのが今の議事となっています。高柳議員がご指摘のことというのはとても大切なことであることは思いますが、今回の議事はこの方法書を審議会としてどのように知事に答申するかということになっています。その点に関しては資料6ということで今案が出て来ているが、これでいかがでしょうか。

小山下委員：資料6の答申案ですが、記のところで、皆さまが指摘された事業が大規模ということと、長期間ということがポイントになってくると思います。最後のところに「懸念されることを踏まえて以下の点に配慮した環境影響評価を行うことが適当である」という文章になっていますが、「懸念されることを踏まえて、『必要に応じて段階的に』以下の点に配慮した環境影響評価が行われることが適当である」というような文章を入れることによって、途中途中の拡張計画のところでシミュレーションを必要に応じてやって頂く形になるのではないかと思います。

花田会長：いかがでしょうか。「必要に応じて段階的に」という文言を「以下の点に」の前に入れるということで今後の業者指導を担保していくというご提案だと思います。

梶田次長：環境影響評価は、トータル的にどうしていくのかというのが事業者の今の計画だと思います。部会でも議論になりましたのは、今後のフォローアップについてです。計画とフォローアップの関係かと思いますが、今後50年の中で出来たか出来ていないか、それを行政が見ていくということです。環境影響評価というのは今1度にやってしまいますから、それをいかに履行していくかというのが重要なポイントになると思います。

小山下委員：それでは「配慮した環境影響評価が行われる」というのを「環境影響評価方法書が行われる」と、「方法書」を入れてはどうでしょうか。要は項目の選定と調査方法を定める段階ですので、こういうスタイルで、要は評価をする方法として、段階的な評価手法を取っていく、というスタイルではどうでしょうか。

梶田次長：「長期にわたる段階的な事業進捗を踏まえた環境影響評価」というのであれば目指しているところだと思いますので、そのような表現でどうでしょうか。

花田会長：よろしいでしょうか。

小山下委員：はい。

田中委員：環境影響評価というのは赤線で囲っている部分についての評価だと、方法書もそう理解しているのでしょうか。

梶田次長：赤線は事業地の範囲です。水関係、騒音関係はその範囲を超えて周辺というところで、必要な範囲の影響を予測評価するということです。

田中委員：それを受けて伺いたいです。この方法書の2-24、2-9頁にも書いてありますが、1番左側の下に線が出ており、道路のように水路のようにも思えます。2-29になると斜めの道路のようなものが消えてしまっています。この事業において、事業範囲の外にある部分についての影響評価というのはどうなっているのでしょうか。0地点の断面を見ますと、この水路のようなところへ流れる水の関係が少し理解し難いです。2-29、2-30頁のところ、2-30頁の右側がNo.0の断面になっていますが、この辺のところはどういうものが作られようとしており、どの程度の役割を持とうとしているのか

もう少し説明頂きたいです。

梶田次長 : 調査の項目としては、先程から見て頂いている資料 6 の 1 の大気質からの項目があるわけですが、こういうものについて事業地及びこの周辺においていかに影響が出るのか、いかに対策をするのかという観点から事業者自らが計画をし、部会の方でそれを審議・指導してきた、という捉え方をさせて頂きたいと思います。個々のケースについては担当の方から説明させて頂きます。

谷主幹 : 資料 2-24 の左の下ところは、事業者の方から将来的には道路を付けることも検討するという報告を受けています。もう一点のご質問について、申し訳ありませんがもう一度お願いできますか。

田中委員 : 再度お尋ねします。2-24 頁のところの左側の下の方に尖った部分と、斜め上の方に向かって幅のある線が引かれています。下は水路、上は道路だと思いますが、道路を作るのは碎石された物を搬出するための道路ということになりますし、計画地域外のところで道を作って搬出していくことについては、環境アセスの対象にはならないのでしょうかということが 1 つです。それから水路については 2-30 の No. 0 の断面図を見ると、削り取った部分は右下がりの断面に書いており、右側の方へ水路を作ると思うのですが、その水路の持つ能力といいますか、どの水をどのように川へ流そうとしているのでしょうか。これは先程の濁水の調査ポイントの中に 1 番を入れる必要があるのではないかという意見と連動してきますが、濁水が流れるこの辺のところは 1 番最後になるのでまだまだ先の話になりますが、水路の果たす役割というのはアセスの対象になるかと思うので、どこまでどういう水を集める予定なのか教えて頂きたい。

谷主幹 : 資料 2-24 につきましては、上の方の線について道路を設置すると聞いています。碎石等の搬出につきましては、事業者の方からこの道は碎石等には用いないと聞いています。左の道の下にある水路につきましては、委員指摘の通り朝町川に流れる水路になっています。2-30 の断面図につきましては調整池の方に傾いていると思いますが、調整池に貯めた水を朝町川の方に流すということを確認しています。

田中委員 : 道路について、碎石等搬出しないとのことですが、それでは道路を作ろうとする事業主体者は誰で何のために作るのかというのが 1 つです。調整池というのは 2-24 の図でいいですと No.5 の地点にある池、そこまで集めたものをもう 1 度水路に持ってくるということでしょうか。

谷主幹 : 最初の道路につきましては将来的に採取が終わった後、一般の人も通れる道路を検討する、と聞いております。調整池につきましては上の調整池ではなく、2-24 頁の下の方の朝町川の調整池ということでご理解頂きたい。

田中委員 : 2-30 のところの No.1 の断面のところ朝町川の調整池と捉えていいのですね。そのことは分かりました。道の方はまだ理解出来ませんのでもう少しお願いいたします。

梶田次長 : 道路については、最終的にここまで採石した段階で道路をアクセスしたいということを確認していますが、この道路を持って、碎石の搬入出はしない計画になっています。

花田会長 : ありがとうございます。個々のことに戻ってしまいましたが、今回の議事としては資料6の答申案でいかがでしょうかということで、先程長期間の段階的などという案を示して頂きましたが、これでどうでしょう。確認のためもう一度お願いいたします。

梶田次長 : 1番下のところを、「長期間の事業進捗を踏まえた環境影響評価が行われることが適当である」ということですね。

花田会長 : 影響評価方法書という「方法書」という3文字を入れたらどうかという提案もあったのですが、それについてはどうでしょう。

梶田次長 : 方法書については今一旦出ておりますので、これから準備書に向けての作業ということになりますから、括りとしては環境影響評価という括りにさせて頂きたい。

花田会長 : 分かりました。確認して頂きましたように答申案の最後の行を、…もう一度お願いします。

梶田次長 : 表記については検討させて頂き、皆さまに送らせて頂きます。

花田会長 : 答申はいつまででしょうか。皆さまに送って頂く余裕はあるのでしょうか。

中川課長 : 最終的な知事意見は8月18日までとなるので、そこまでに審議会の意見として整理させて頂きたいです。

花田会長 : 確認はどうしますか。

梶田次長 : 本日もしくは来週月曜日中にFAX 或いはメールによりご案内させて頂きます。

花田会長 : 分かりました。ではそれで確認をお願いします。皆さまご存知のように、これでこの件は終わりではありません。環境アセスメント結果ということで、今後準備書が出て来て、また審議会としての審議、答申ということになるので、その時までには高柳議員もおっしゃっていた全体的な話として、今後どういう風に進めていくかという点に関して少し議論して頂く必要があるのではないかとこの印象を持ちました。

予定していた時間を大幅に超過してしまいましたが、もう1回確認させて頂きますが、この答申案の鑑のところに、今回特に委員の皆様から出てきた懸念材料に関して、審議会としての意見が伝わるような文面に修正して頂き、それを今日あるいは月曜日に送って頂きます。その時に何日までに意見を下さいということをつけてください。そこでより良い表現があれば事務局に送って頂ければ、また事務局からそれを第2案として出して頂ければと思います。決して事務局の案をそのまま鵜呑みにするというつもりはありませんが、その反面知事意見の期限も迫っていることもご承知頂きたいです。

では本日の議案はこれ1件と言うことで他にありますでしょうか。ないようですのでこれで審議を



終了し、進行を事務局にお返しさせていただきます。

山本補佐 : 熱心なご審議、本当にありがとうございました。それでは大変時間もおしているので、これをもちまして終了させていただきます。